# 高校生等への修学支援に関する関係団体アンケート結果について

高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金を中心とする高校生等への修学支援について、制度改正による効果や影響等について検証するため、平成 29 年6月に関係する団体に、文部科学省からアンケート調査を実施。下記の 20 団体から回答を得た。

(回答団体) 全国知事会 全国都道府県教育長協議会 全国高等学校長協会 日本私立中学高等学校連合会 あしなが育英会 日本私立高等専門学校協会 国立高等専門学校機構 全国教育管理職員団体協議会 全国公立学校事務長会 全国高等専修学校協会 全国高等学校定時制通信制教育振興会 全国市町村教育委員会連合会 全国市長会 全日本教職員連盟 全日本教職員組合 全日本中学校長会 日本 PTA 全国協議会 日本教職員組合 日本高等学校教職員組合

全国私立学校教職員組合連合

# アンケートでの主な意見

# 1. 現行制度による効果・影響

現行制度は、平成26年度より、高等学校等就学支援金制度に一本化し、所得制限を導入するとともに、それにより捻出した財源により、私立高校等に通う生徒への加算の拡充や高校生等奨学給付金の創設等を行いました。こうした一連の制度改正による効果・影響についてどのように評価されますか。

# 【肯定的評価】

肯定的評価のみを記載した団体は7。肯定的評価の理由としては、経済的負担の軽減、低所得世帯の生徒の進路選択の幅の拡大、経済的理由による中退者の減少等があげられている。

- ・奨学給付金創設により、<u>保護者負担が少なくなる</u>等、一定の効果があったとの評価も寄せられている≪全国都道府県教育長協議会≫
- ・就学支援金の加算拡充や都道府県の上乗せ支援の充実により、低所得世帯にとっては学費の障壁から進学対象でなかった私立高校が対象となり、学校選択の幅が拡大したと推測される《日本私立中学高等学校連合会》
- ・家庭の経済状況により私学への進学を断念していた家庭が、<u>私学も選択肢の一つ</u>として考えるようになった。また、<u>金銭面に関係なく学校の教育方針・カリキュラム等を精査して学校を選択する状況</u>も見られ、特に私立学校においては、教育方針・カリキュラム等に対する意識向上が見込まれる≪全国高等専修学校協会≫
- ・公立と私立に通う家庭の間の教育費の負担格差や低所得世帯の負担がある程度解消され、 多くの低~中所得世帯にとっては有効な制度となっている。生徒の進路の可能性が広がり、 所得による高校レベルでの経済的分断を防ぐ一助にもなっている。公立高受験者の中で、 上位校にチャレンジする生徒が増える傾向にある。第2志望の私立校に進学する場合でも 経済的負担が軽減されているからだと思われる。経済的理由により高校を中退する生徒が 減った≪全日本中学校長会≫
- ・就学支援金の導入・見直しにより、各自治体の独自制度も拡充し、低所所得世帯での修学支援が全国的に充実してきた結果、経済的理由による中退調査及び3ヶ月以上の学費滞納生徒数の調査では、人数と割合が過去最低の水準になっている。学費を気にせず私立高が選べるようになってきている《全国私立学校教職員組合連合》
- ・救済効果は、本会高校奨学生の減少傾向から確実に現れている≪あしなが育英会≫
- ・就学支援金制度への一本化は一定の評価をする。市民税非課税世帯のみではあるが、奨学給付金による支援は有効な施策《日本 PTA 全国協議会》

# 【肯定的評価と否定的評価】

<u>肯定的評価と否定的評価をあわせて記載した団体は7。否定的評価の理由として、主</u> に所得制限導入による保護者や学校の負担増があげられている。

- ・低所得世帯の経済的負担が軽減され、<u>就学機会の確保に一定の効果</u>があると考えられる。 所得制限の導入により業務の煩雑化を招いている。≪全国知事会≫
- ・私立高校生並びに保護者にとっては<u>経済的負担の軽減</u>につながった。<u>所得制限により、教</u> 育委員会の業務に支障が出ているとの声がある≪全国市町村教育委員会連合会≫
- ・制度創設により、<u>母子家庭や低所得世帯でも私立高専へ入学することが可能</u>となった。しかし、<u>4・5年になってからは学費が急激に増える</u>ため、有利子奨学金を借入する学生が多くなっている≪日本私立高等専門学校協会≫
- ・経済的理由により進学をあきらめていた生徒にとって有効な制度と考える。地域人材の育成のため、<u>進学を希望する生徒の選択肢を広げる</u>意味で評価している。しかし、家庭の所得によって<u>私立学校への就学支援を公立学校よりも手厚くすることには違和感</u>がある。また学校の事務負担が増大している≪日本高等学校教職員組合≫
- ・<u>進学を希望するが経済的支援を受けたい家庭には有効な支援</u>となるが、<u>消極的意識で進</u>学する生徒は学習意欲が低く退学等につながる傾向がある≪全国高等学校長協会≫
- ・所得制限により、<u>すべての生徒に豊かな学びを保障する制度になっていない</u>。子ども・保護者が、経済状況を気にすることのない制度に改善すべき。また、<u>保護者、教員・事務職員等の作業量等が増大</u>している。<u>奨学給付金は、学校諸経費の未納解消や保護者・子どもの経済的緩和につながり良い制度</u>と考えるが、<u>書類不備等で、必要な生徒に十分に活用されていない実態がある</u>≪日本教職員組合≫
- ・就学支援金制度は<u>事務職の業務量が増大</u>している。<u>奨学給付金は一定の効果</u>(負担軽減)があった。(公費以外の<u>私費負担の未納件数が減少</u>したという学校がある)≪全国公立学校事務長会≫

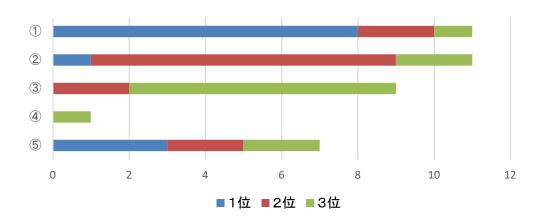
## 【否定的評価】

<u>否定的評価のみを記載した団体は1。否定的評価の理由として、所得制限導入による</u> 不公平感、事務手続きの増大等があげられている。

- ・所得制限導入による保護者・生徒が感じる<u>不公平感</u>、教職員の<u>事務手続き増大</u>による負担 感、必要書類を用意する手間・経費など、<u>導入以前にはなかった不満や負担</u>が生じている。 基本的にはすべての高校生を対象とすべき≪全日本教職員組合≫
- ※団体として意見統一を図っていないため相反する評価が記載されている等の場合は上記に 掲載していない(資料4-2参照)
- ※団体からの回答を要約して記載している。

# 2. 今後の修学支援の方向性について

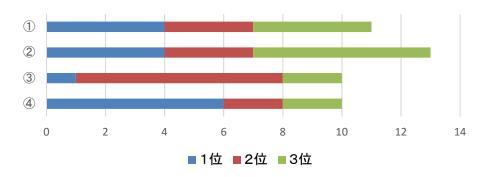
- (1) 高等学校等就学支援金の充実の方向性として、次のいずれの優先度が高いと考えますか。
  - ① 市町村民税所得割非課税(年収目安 250 万円未満)層への加算拡充
  - ② 市町村民税所得割 51.300 円(年収目安 350 万円)未満層への加算拡充
  - ③ 市町村民税所得割 154,500 円(年収目安 590 万円)未満層への加算拡充
  - ④ 市町村民税所得割 304,200 円(年収目安 910 万円)未満層の加算措置
  - ⑤ 市町村民税所得割 304,200 円(年収目安 910 万円)以上層への支給(所得制限の緩和又は撤廃)
  - ⑥ その他



# 「⑥その他」の意見

- ・低年収者に対する就学支援金拡充のため、所得制限の基準額 910 万円の引下げ
- ・支給対象を私立高校の施設・設備費にも拡大

- (2)高校生等奨学給付金の充実の方向性として、次のいずれの優先度が高いと考えますか。
  - ①「第1子」の支給額の引き上げ
  - ②「第2子以降」の支給額の引き上げ
  - ③「第2子以降」の定義見直しによる「第2子以降」該当範囲の拡大(※)
    - (※)現行制度では扶養されている15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の兄弟姉妹がいる場合に「第2子以降」の単価が適用される。
  - ④ 市町村民税所得割非課税(年収目安 250 万円未満)以上層へ支給対象の拡大
  - ⑤ その他



## 「⑤その他」の意見

- ・所得制限の緩和による給付対象の拡大
- ・都道府県をまたいで通学する生徒の補足
  - (3) 高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金等の高校生等への修学支援 に関する現行制度について、見直すべきと考える課題や要望等があれば、教 えてください。

## 【高等学校等就学支援金関係】

- <修業年限等の上限見直し>
  - ・修業年限超過部分や単位超過部分についても対象とすべき

# <支給基準>

- ・わずかに所得基準を超える家庭の負担が大きい。特に、当該家庭が多子の場合は負担が大きく、見直しが必要
- 多子世帯には、収入基準だけではなく、各家庭の事情に寄り添った基準も必要
- ・地方の収入格差を勘案すべき
- ・収入はあるが色々な事情(介護等)で支出も多い家庭では、生徒がアルバイトで学費を納めている実態もあり、勘案すべき
- ・勉学に対する意欲(成績評価等)などを勘案すべき

#### <無償化>

・公立も私立も、所得に関わらず授業料を無償化にすべき。また、私立については、施設整備を含めた学費の無償化を実現すべき

# <都道府県格差>

- ・都道府県による上乗せ支援により、都道府県間で私立高校への就学支援に格差が生じているため、格差の是正が必要
- ・国の支援を充実させて、地域格差を是正すべき
- 都道府県による授業料等減免事業への財政支援を拡充すべき

#### <公私間格差>

・公私間格差解消のため、最終的には、所得制限を撤廃し、私立については学納金(授業料土施設整備費)平均額まで国が支援すべき

### <手続き関係>

- ・提出書類について、様式の統一等、効率化・簡素化が必要
- ・新入生は4月と6月に所得証明書等の書類提出を求められるが合理化できないか
- ・所得制限に伴い発生する経費は国が確実に全額措置すること
- ・マイナンバー制度を利用した事務処理システム導入にあたっては、都道府県の実情に応じて各学校においても処理できる仕組みを構築してもらいたい

#### くその他>

- ・所得制限撤廃か低所得層への授業料免除制度拡充の方が、不公平感が少ない
- 就学支援金の不正受給が指摘された通信制高校もあり、実態調査が必要
- ・高校専攻科については、現行制度では対象外となっているが、例えば看護科のように高校課程と一体となった5年一貫教育が定着している実態を踏まえ、対象を拡大すべき
- ・家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった者に対する支援について、 全国で統一した基準を設けるとともに、必要な財源を措置すること

### 【高校生等奨学給付金関係】

# <支給単価>

- ・第1子と第2子以降の支給額の差を解消すべき
- 課外活動等にかかる経費も多く、支給額の引き上げが必要

#### <支給対象>

- 非課税世帯以外でも貧困に苦しんでいる子どもは多く、支給対象世帯を拡大すべき
- ・支給対象世帯を590万未満世帯まで拡大することを目指し、当面350万円未満世帯まで 今回の見直しで拡大すべき

## く在校地での支給>

・都道府県外から通学している生徒の保護者等の把握は困難であるため、就学支援金制 度同様、生徒が在学している学校のある都道府県が給付する制度とすべき

### <入学金補助>

・入学金を補助対象とすべき

### <国庫負担の割合>

・全額国庫負担による実施とすべき

### <手続き関係>

- ・事務費を交付すべき
- 全国的に統一すべき

### 【就学支援金·奨学給付金共通】

#### <手続き関係>

- 類似の制度があり、保護者が混乱して書類不備が発生するため整理が必要
- ・年度内に、就学支援金事務2回、給付金事務1回、合計3回の事務処理が必要だが、合理化できないか。
- 学校事務の負担軽減、事務職員増員のための予算拡充が必要
- ・外国出身で日本語が十分理解できない保護者への対応は学校現場任せでは厳しく、対応が必要
- ・確定申告がなされていない等で、所得証明が提出できない場合の救済方法が必要

#### <周知>

進学前に給付制度について周知徹底をすべき

#### くその他>

- ・生徒がアルバイトをして高校の学費を払うという状況をなくすこと等に重点を置くべき
- (4)現在,保護者等の収入の状況を把握する基準として,家族構成等がある程度は 反映されることや所得確認に係る事務負担,生徒・保護者にとって分かりやすいも のであること等を考慮し,市町村民税所得割額を用いています。一方で,海外在 住保護者の所得が把握できない,年少扶養控除の廃止や特定扶養控除の縮減で 家族構成を考慮する機能が低下しているといった問題もあります。市町村民税所 得割額を用いることについてどのように評価されますか。また,これに代わるより 適切な基準や改善策として考えられるものがあれば、教えて下さい。

### <見直しの在り方>

- ・生徒・保護者の分かり易さや事務負担の観点から現行を基本とした見直しを行うべき
- ・住宅ローン、ふるさと納税などの税額控除により、判定結果に不公平が生じているため、 市町村民税所得割額ではなく、課税所得金額を基準とするなどの見直しが必要
- ・マイナンバーに対応したシステム導入の際に、収入や世帯の状況が適切に把握できる制度設計にすべき。
- ・他の基準に変更した場合、支援が後退することのないよう慎重な議論が必要

#### <多子世帯支援>

・控除対象外となっている16歳未満の子どものいる世帯の負担を考慮した基準とすべき <現実の収入との不一致>

- ・海外在住保護者の有無や、保護者の事実婚、別居状態などにより、必ずしも現実の収入 状況と一致しない世帯があるため見直しが必要
- ・父母だけではなく、世帯収入の総額を元に判定する仕組みを検討すべき

### <事務作業>

事務作業が繁雑にならないようにすべき

# 3. 自由記述(上記以外の内容)

その他、高校生等への修学支援に関するご意見ご要望があれば、ご自由にお書き下さい。

#### <給付時期>

- ・生徒・保護者の経済的負担が生じる時期に給付が可能なスケジュールの支援制度となるよう検討を進めるべき。
- ・入学時に学納金の準備が出来るよう、入学前支援を検討してもらいたい。

### <マイナンバーへの対応>

・マイナンバーに対応した事務処理システムの導入及び支給事務に係る変更部分について、 都道府県が準備期間を十分に確保できるよう、計画的に情報提供されたい。

### <入学金、施設整備費、通学費等>

・入学金、施設整備費、通学費等への支援制度を創設してもらいたい

### <中学校在学時の周知>

・高校生への修学支援制度について、高校進学予定者(対象者)の保護者へ中学校在学時から周知を行い、進学の後押しとすることが必要

### <教員の多忙化>

- ・日本学生支援機構の奨学金手続きなども含め、学校教員の業務負担が増大しており、事 務職員の拡充が必要
- ・私立学校では、事務職員の増員が難しく、多忙を極めているため、東京都のようにセンター を設けて対応するなど、自治体等へ助言するとともに、国からの予算措置を拡充してもらい たい。